



平成 27 年 12 月 10 日

各 位

会社名 泉州電業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 元秀
(コード 9824 東証第 2 部)
問合せ先
専務取締役兼執行役員管理本部長 宮石 忍
(TEL 06-6384-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 1 月 28 日開催予定の第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は既に本社機能を新本店所在地に置いており、また業務の効率化を図るため、現行定款第 3 条（本店の所在地）について本店所在地を現在の大阪市から大阪府吹田市に変更するものであります。また、この本店の所在地の変更は、平成 28 年 1 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）及び現行定款第 39 条（社外監査役の責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 1 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 1 月 28 日（木）

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>第4条～第29条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第31条～第38条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪府吹田市</u>に置く。</p> <p>第4条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第3条の規定変更は、平成28年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以 上